

奈良地裁平成22年8月27日判決・判例タイムズ1341号210頁

境界性パーソナリティ障害・双極性感情障害を患う被保険者が、自宅マンションから転落したことにより、高度障害になったとして、保険金請求を行ったという事案です。この裁判例では、被保険者がマンションから転落した行為が、自殺を行うために「故意」に行ったものといえるか、という点が問題になりました。

この裁判例では、「故意」にあたるかという判断について、うつ病にかかる前に保険契約を結んでいたことを前提として、①うつ病にかかる前の被保険者の本来の性格・人格、②転落行為に至るまでの被保険者の言動及び精神状態、③転落行為の態様、④他の動機の可能性等の事情から、被保険者の自由な意思決定能力がなかったといえるか判断がなされました。

本件では、上記①～④について検討が行われ、被保険者が近親者とのトラブルから衝動的にマンションから転落したものであり、同障害がなかったならばマンションから転落することは考えられず、本来の人格も失われていたとして、自由な意思決定能力が喪失したと判断されました。

被保険者に自由な意思決定能力がなかったかどうかについて、①～④の事情をもとに判断をした点が、この裁判例のポイントです。